

各位

ジャパンホームシールド株式会社

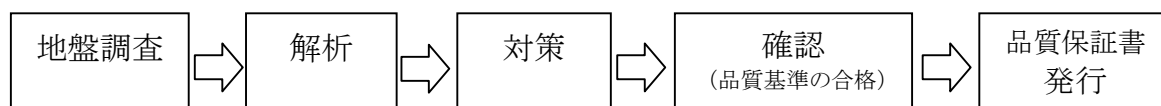
地盤サポートシステムについて

弊社「地盤サポートシステム」について、他社の地盤保証または地盤保険との比較表により、ビルダー様等に営業がされているようですが、弊社商品は保険商品ではありませんので、保険内容を比較するものではありません。また、比較内容が事実と異なる場合がありますので、誤解なきようお願い致します。（*）改めて、地盤サポートシステムについてお知らせ致します。

1. 地盤サポートシステムの概要

地盤サポートシステムは、ビルダー様からの「地盤調査」、「解析」、「確認」等の業務委託の商品です。

JHSの定める品質基準に合格したことにより10年間不同沈下しない地盤の品質を保証致します。



2. 品質保証書を発行した地盤が不同沈下した場合

[損害賠償をする内容]

当該物件の損害について地盤サポートシステム申込時の設計、仕様、材料等に従ってその原状と同程度に回復するための補修工事

[損害賠償の責任の限度]

不同沈下に起因した建物を原状回復させる為に必要な工事及び建設地部分の地盤の修復費用の合計は1事故あたり5,000万円

(仮住居・転居費用、事故現場保全費用、事故原因究明費用、訴訟対応費用含む)

※詳細は、地盤サポートシステム規程をご確認下さい。

3. 保険加入について

弊社は、不同沈下事故に対する損害賠償に保険で全て対応できる10年確定保険（ビルダー様を被保険者に含みます）を、国内大手損害保険会社と締結しております。

希望により、ビルダー様に対し損害保険会社から付保証明書の発行を致します。

（* 補足）

保険募集の比較販売行為は、保険業法第300条第1項第6号に該当するおそれがあります。

保険業法第300条第1項第6号は、保険契約者・被保険者に他の保険契約との比較で誤解されるおそれのあることを告げたり、表示する行為を禁止しており、類似のケースとして、報道記事・週刊誌等を活用した募集行為があります。

また、保険商品に関わらず、他社の商品内容を不正確に表示し、自社広告を行っているような場合には景表法（第4条）の禁止する不当表示等に該当するおそれがあります。

以上